

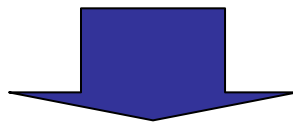
ボランティアについて

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課

ボランティアの概要

位置づけ


- ボランティアについて明確な定義を行うことは難しいが、一般的には「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」を指してボランティア活動と言われており、活動の性格として、「自主性(主体性)」、「社会性(連帯性)」、「無償性(無給性)」等があげられる。
- ボランティア活動を行い、実費や交通費、さらにはそれ以上の金銭を得る活動を「有償ボランティア」と呼ぶ例もある。
- 平成4年の社会福祉事業法(現 社会福祉法)の一部改正において、「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の策定とともに、国及び地方公共団体がそのために必要な措置を講ずることを規定(第89条)。あわせて社会福祉協議会の事業に「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」を規定(第109条2)した。
- 「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」(平成5年厚生省告示)においては、ボランティア等の福祉活動について以下を示している。
 - ・ 活動の自主性、自発性及び創造性が最大限に尊重されなければならない。
 - ・ 支援策が国民の自己実現や社会参加への意欲に沿い、これらに寄与するよう行われなければならない。
 - ・ 公的サービスでは対応し難い福祉需要について柔軟かつ多様なサービスを提供することが期待される。



国の施策

- 社会福祉法の規定を受け、厚生労働省では平成5年4月、「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」を告示。7月には、中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会が「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」意見具申。
- 上記指針並びに意見具申に基づき、国民の自主性、自発性を尊重しつつ、誰でも、いつでも、気軽にボランティア活動に参加できるよう、全国ボランティア活動振興センターへの助成、「地域福祉等推進特別支援事業」による先駆的な取り組みへの助成、ボランティア功労者に対する表彰等による社会的評価の向上を図っている。

現 状

- 現在、ボランティア活動は、福祉分野のみならず「環境保全・自然保護」「伝統文化の継承や芸術の普及」「国際的な支援活動」他、多様な分野においてその力が発揮されている。
 - また、住民互助や生活協同組合、農業協同組合等による住民参加型福祉サービス団体やNPO法人、企業・労働組合の社会貢献活動等が活発化しており形態は多様である。
 - 平成7年1月の阪神・淡路大震災では全国から多くのボランティアが駆けつけ、支援活動を展開し、改めて国民のボランティア活動への関心が高まった。
 - 国民の6割が「ボランティアに積極的に参加したい」、「どちらかといえば積極的に参加したい」との調査結果。年齢が上がるとともに参加意欲が高まる傾向。
 - 2007年からの団塊の世代の大量退職に際して、ボランティア活動にそのパワーが期待されている。
- 
- 福祉分野においては、都道府県・政令指定都市及び市町村ボランティアセンターが社会福祉協議会に設置され、ボランティア活動に関する相談、登録、斡旋、広報啓発、各種の研修を実施している。
 - 現在、全国のボランティアセンターが把握しているボランティア数は約740万人（25年間で約4.6倍）。ボランティア団体数は12万（7.7倍）、団体所属ボランティア数は701万人（4.5倍）、個人ボランティアは38万人（7.4倍）。
 - 全国のボランティアセンターが把握しているボランティア数の総人口に占める割合は6%。

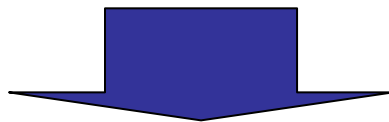
「全国ボランティア活動者実態調査」結果

全国社会福祉協議会「全国ボランティア活動者実態調査」平成14年8月

* 厚生労働省委託

* 全国の社会福祉協議会のボランティアセンターに登録しているボランティア団体と個人を対象とした無作為抽出調査

- 担い手の中心は女性、60歳以上。
- 活動の対象は、「高齢者や介護者」「障害児・障害者やその家族」が多い。
- 具体的な活動内容は、「交流・遊び」「話し相手」が多く、次いで、グループでは、「配食・会食サービス」「趣味:レクリエーション活動への支援・指導」、個人では、「身辺や外出等の直接ケア」「団体・グループの運営、イベントや事業等の企画」。
- グループ活動の活動頻度で最も多いのは月2~3回。個人の平均月間活動時間は21.7時間で、10~20時間が最も多い。
- 団体を立ち上げたメンバーの共通点は、ボランティア活動に関係する機関の呼びかけで集まった人達や講習等で一緒に学んだ仲間。
- ほとんどのボランティアが活動を通じて得たことやよかったことがあるとし、そのうち「多くの仲間ができた」が最も多い。
- NPO法人は、全国で約32,630団体。約4割が「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を主な活動としている。
- 住民参加型でホームヘルプサービス等を提供する福祉サービス団体も増加し全国で2,246団体。そのうち4割が介護保険事業に参入。

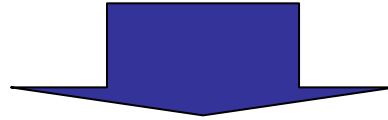


成果

- 「交流・遊び」「話し相手」や「配食・会食サービス」「外出・移送サービス」といった生活支援活動が多くボランティアによって提供されており、地域の要支援者の普通の暮らしを支える重要な役割を担っている。
- これらの活動は、公的サービスとは異なり、提供者と利用者の区別のない仲間関係が醸成されやすい。
- また、災害時要援護者支援等の新しい取り組みや多様な形態の非営利活動の活発化により、ボランティア活動の内容と担い手の裾野が広がっている。

課題

- ボランティアセンターの活動内容をみると、ボランティアの募集や研修、養成など活動者支援が前面であり、当研究会で明らかになったような要支援者のニーズが十分に意識されていないのではないか。
- 男性の参加が3割にとどまっているが、男性の参加を促す取り組みが不十分ではないのか。
- 介護保険制度導入等、福祉を取り巻く環境は変化している一方、厚生労働省としては、平成5年に指針を告示して以後、国民に対して明確なメッセージを提示できていない。



今後の課題

- 当研究会で特定されているような要支援者のニーズ、制度の狭間や既存施策では応えきれていない分野のニーズとボランティアとを結びつけるような仕組みが必要ではないか。
- また、ボランティア活動に対する国民の関心が高い中で、人々が新たに福祉のボランティア活動に参加しやすくなるような仕組みが必要ではないか。
- 福祉分野のボランティア活動をしたいと考える人々に対し、地域のニーズ、ボランティア活動の方法や運営などについて情報提供や支援を行う仕組みを充実させるべきではないか。
- これら課題を踏まえ、厚生労働省として、今日の環境の下でのボランティア活動のあり方について、国民に対して改めてメッセージを示す必要があるのではないか。

参 考

- ボランティアセンターの現状P 8
- ボランティアセンターの体系P 9
- 災害ボランティアセンターの現状P10
- ボラティアの現状P11
- 特定非営利活動法人(NPO法人)についてP18
- 住民参加型在宅福祉サービス団体P19
- 企業の取り組みP20
- ボランティア活動への参加意識P21
- ボランティア活動の推進についての関連通知P22
- ボランティアに係る国の補助P23
- ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰P23
- その他ボランティアに関する取り組みP24
- 「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を
図るための措置に関する基本的な指針」(概要)P26
- 「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」(概要)P27
- 沿革P29
- 社会福祉法(抜粋)P32

ボランティアセンターの現状

- 中央、都道府県及び市区町村の各段階に組織されている社会福祉協議会にボランティアセンターを設置。
 - * 都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターが、活動希望者と利用希望者の橋渡しを行う情報センターの機能を果たしている。
- 平成5年「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」を受け、全国社会福祉協議会が「ボランティア活動推進7ヵ年プラン構想」を策定。
- 平成13年「第2次ボランティア・市民活動推進5ヵ年プラン」及び「社協ボランティア・市民活動センター強化・発展の指針」において、社協ボランティアセンターの名称を「ボランティア・市民活動センター」等とし、いわゆるボランティア活動だけでなく、幅広くNPOも含めた市民活動、当事者活動などとの協働・支援を進め、地域におけるボランティア・市民活動の中心的な推進機関となることを目標とした。

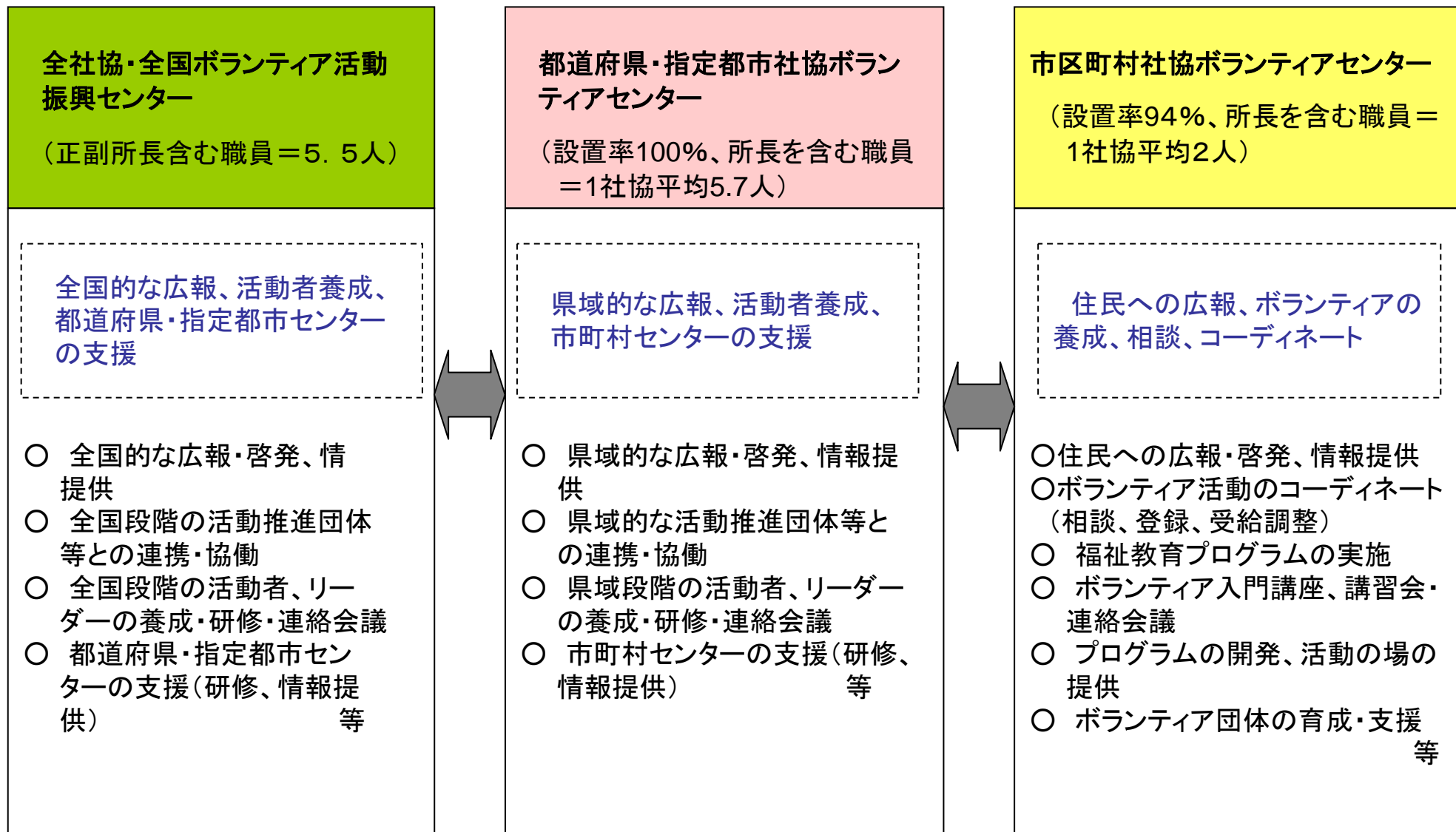
「ボランティア活動推進7ヵ年プラン構想について」(平成5年)の重点課題

- ① 誰でも、いつでも、どこでも、気軽に活動できる環境・機会づくり
- ② ボランティア活動への世論形成、活動を支援する体制づくり
- ③ 推進拠点としてのボランティアセンターづくり

「第2次ボランティア・市民活動推進5ヵ年プラン」(平成13年)の重点課題

- ①市民の主体的な力量形成
- ②身近で、楽しく、力強い活動とイメージづくり
- ③協働促進のためのルールと仕組みづくり
- ④社会貢献マーケットの形成

< ボランティアセンターの体系 >



災害ボランティアセンターの現状

- 災害ボランティアセンターは、豪雨や台風、地震等天災の被害が甚大で、地域住民の自助のみでは復興がままならずボランティアの助けが必要と考えられるときに、主として当該都道府県社協や当該市町村社協に設置される。
- 災害ボランティアセンターの主な業務は、災害ボランティアの募集、派遣、調整のコーディネート業務や、災害ボランティア活動に必要な資機材の調達管理、資金の調達管理等。

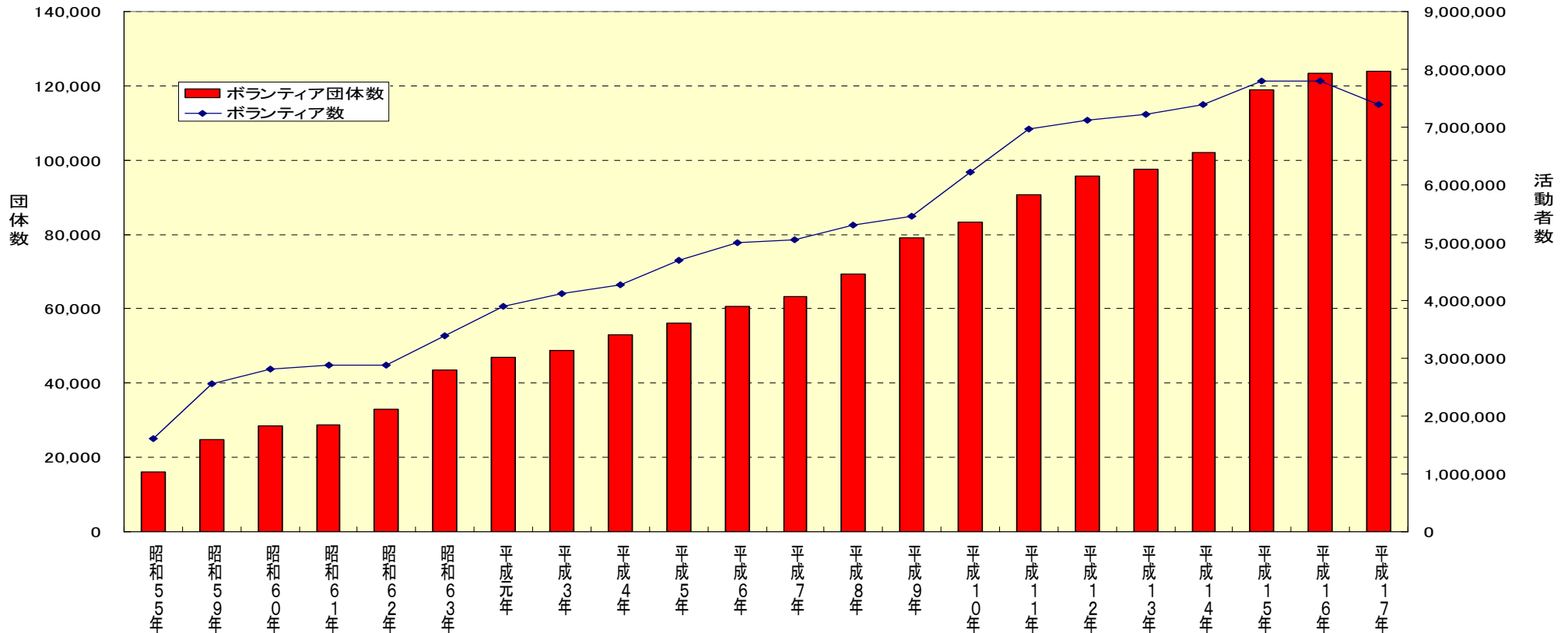
<近年の主な災害とボランティア数>

名称・時期	被害状況	ボランティアセンターの設置	ボランティア数
福井豪雨災害 (平成16年7月18日)	死者5、負傷17、住宅全壊69、住宅半壊140、床上浸水4,330、床下浸水9,842	県社協内に県災害救援ボランティア本部設置。県内5市町に災害ボランティアセンター設置	60,208
台風23号豪雨災害 (平成16年10月20日)	死者95、重傷121、住宅全壊893、住宅半壊7,764、床上浸水14,330、床下浸水41,228	5府県社協内(岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、香川県)に「災害ボランティア本部」を設置。9府県46市町に災害ボランティアセンター設置	56,020
新潟中越地震 (平成16年10月23日)	死者46、重傷631、住宅全壊2,824、住宅半壊12,832	県社協内に「県災害救援ボランティア本部」設置。県内13市町村に災害ボランティアセンター設置	83,770
台風14号豪雨災害(平成17年9月4～8日)	死者行方不明29、重傷45、住宅全壊1,178、住宅半壊3,692、床上浸水7,156、床下浸水13,580	5県社協内(宮崎県、山口県、鹿児島県、高知県、広島県)に「災害ボランティア本部」を設置 5県13市町に災害ボランティアセンターを設置	15,800以上
梅雨前線大雨災害	死者行方不明32、重傷11、住宅全壊300、住宅半壊1,258、床上浸水2,212、床下浸水8,427	2県社協内(長野県、鹿児島県)で災害ボランティア本部を設置 4県(長野県、島根県、鹿児島県、宮崎県)の14市町に災害ボランティアセンターを設置	19,388
石川県能登半島地震 (19年3月25日)	死者1、重傷72、住宅全壊638、住宅半壊1,563、一部損壊13,556	県社協内に「県災害救援ボランティア本部」設置 石川県の1市1町(計3箇所)に災害ボランティアセンター設置	16,103
新潟県中越沖地震 (19年7月16日)	死者11、重傷186、住宅全壊1086、住宅半壊3,790、一部損壊34,469	県社協内に「県災害救援ボランティア本部」設置新潟県の1市1村(計3箇所)に災害ボランティアセンター設置	27,087 (11月2日時点)

ボランティアの現状

ボランティア数の推移

- 全国の社会福祉協議会によるボランティアの把握総数は、昭和55年の調査開始から年々増加し、平成17年4月現在約740万人（約4.6倍）。
 - ・ ボランティア団体数は12万団体（7.7倍）、団体所属ボランティア数は701万人（4.5倍）、個人ボランティアは38万人（7.4倍）



- (注) * ボランティア団体とは、ボランティア活動を主目的としている団体と主目的にはしていないが活動の一環としてボランティア活動をしている団体。
 * 個人ボランティアとは、団体に所属せずボランティアセンター等に登録して活動する個人。
 * 単発的な行事等での参加者は含まない。
 * 平成17年度は合併による集約業務の困難や名寄せの影響がありボランティア把握数減少。

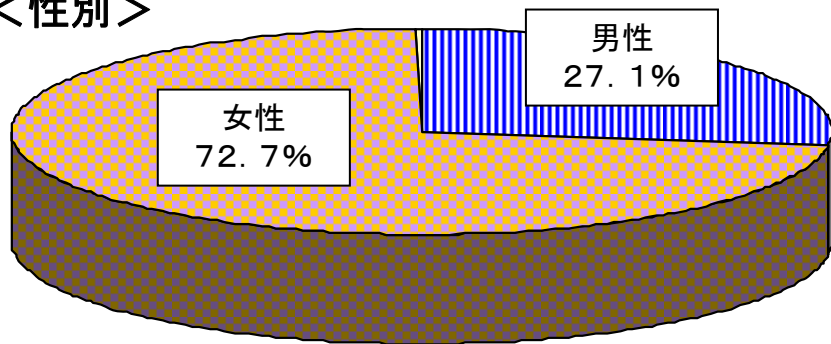
2005年ボランティア活動年報(平成18年12月)より作成

性別、年齢

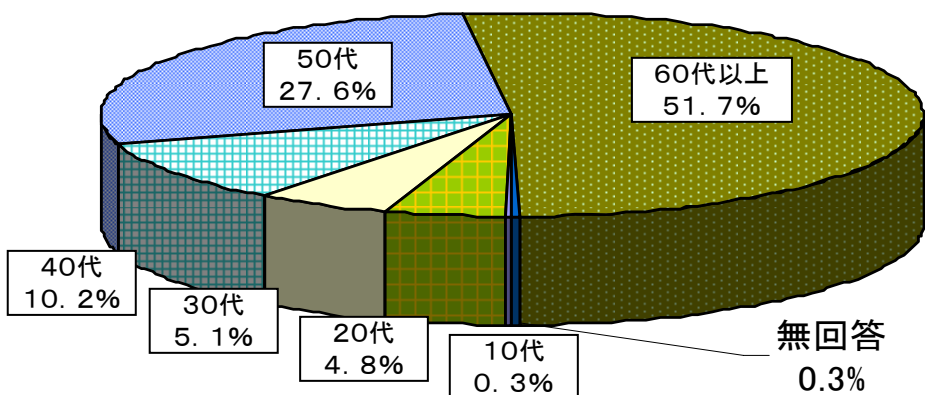
- 個人では、女性が7割、男性が3割。半数が60歳以上。
- グループ活動の主なメンバーは、6割の団体に子どもの手が離れた主婦と60歳以上の女性。

個人ボランティア

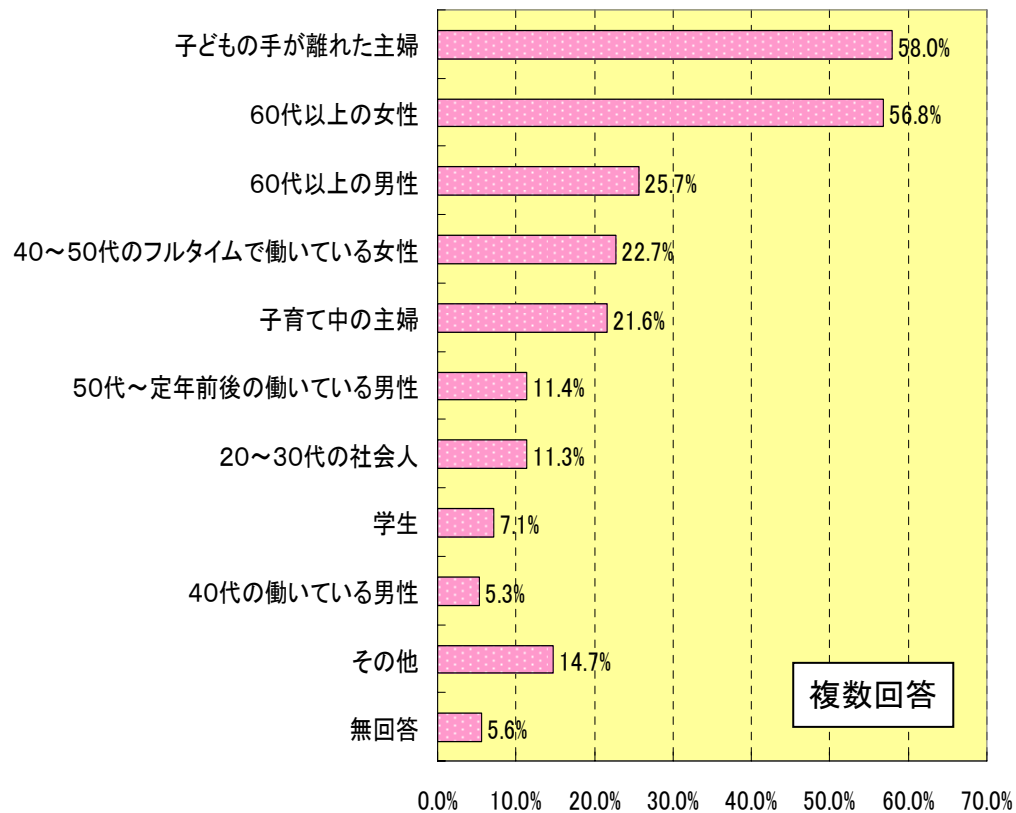
<性別>



<年齢>



グループ活動の主なメンバー



活動内容

- 主な対象は「高齢者や介護者」「障害児・障害者やその家族」であり、活動内容では、「人に対して直接サービスを提供」「人との交流」が多い。

(i) 活動類型（複数回答）

活動類型	団体	個人
人に対して直接サービスを提供（対人サービス型）	43.2%	53.7%
人との交流（交流型）	45.7%	51.2%
社会的に不利な立場におかれた人々への支援（支援型）	43.1%	39.9%
人を対象とするよりは、テーマに沿った活動（テーマ型）	35.3%	29.2%

(iii) 対人サービス型、交流型、支援型の活動を行っているものの活動対象者（複数回答）

活動の対象者	団体・グループ	個人
高齢者や介護者	55.2%	63.8%
障害児・障害者やその家族	52.5%	52.9%
子ども	18.8%	22.2%
子育て中の人	9.1%	10.0%
在日外国人・留学生	1.4%	3.2%
ホームレス	0.3%	0.5%
難病患者やその家族	4.3%	5.0%
海外の人々	1.1%	1.6%
その他	12.1%	9.8%

(ii) テーマ型の活動を行っているもののテーマ内容

テーマの内容	団体・グループ	個人
伝統文化の継承や芸術の普及	12.0%	13.1%
環境保全・自然保護	15.1%	20.2%
国際的な支援活動	3.1%	3.7%
まちづくり	20.8%	15.0%
防災・災害・安全	2.9%	5.4%
その他	38.9%	29.3%

全国社会福祉協議会「全国ボランティア活動者実態調査」平成14年8月
* 厚生労働省委託

- 具体的な活動内容は、「交流・遊び」「話し相手」が多く、次いで、グループでは、「配食・会食サービス」「趣味・レクリエーション活動への支援・指導」、個人では、「身辺や外出等の直接ケア」「団体・グループの運営、イベントや事業等の企画」。

(iv) 対人サービス型、交流型、支援型の活動を行っているものの
具体的な活動内容（複数回答）

〔団体・グループ〕

活 動 内 容	団体・ グループ
配食・会食サービス	26.4%
外出の手伝い、移送サービス	18.5%
話し相手	37.2%
交流・遊び	46.2%
手話・点訳・朗読等のコミュニケーションの支援	25.1%
趣味・レクリエーション活動への支援・指導	26.4%
スポーツ活動	5.9%
人の学習活動への支援・指導	16.7%
簡単な日曜大工や庭仕事など	3.2%
掃除や作業の手伝い	18.8%
サロン活動	13.7%
その他	20.0%

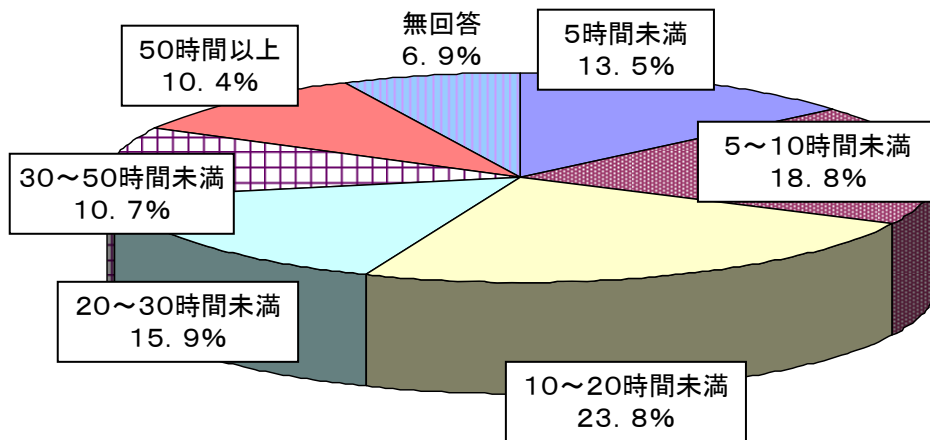
〔個人〕

活 動 内 容	個人
身辺や外出介助等の直接ケアをする活動	31.2%
手話・点訳・朗読等のコミュニケーションの支援	23.7%
話し相手になる等の交流、遊び、レクリエーション活動	48.6%
スポーツ、趣味、学習活動への支援・指導	22.1%
草むしり等の労力や、調理等の生活技術を提供する活動	19.8%
団体・グループの運営、イベントや事業等の企画	30.9%
情報整理・発信や調査等の活動	4.7%
団体・グループの事務の担当・手伝い	9.9%
資金調達の担当・手伝い	5.3%
その他	17.9%

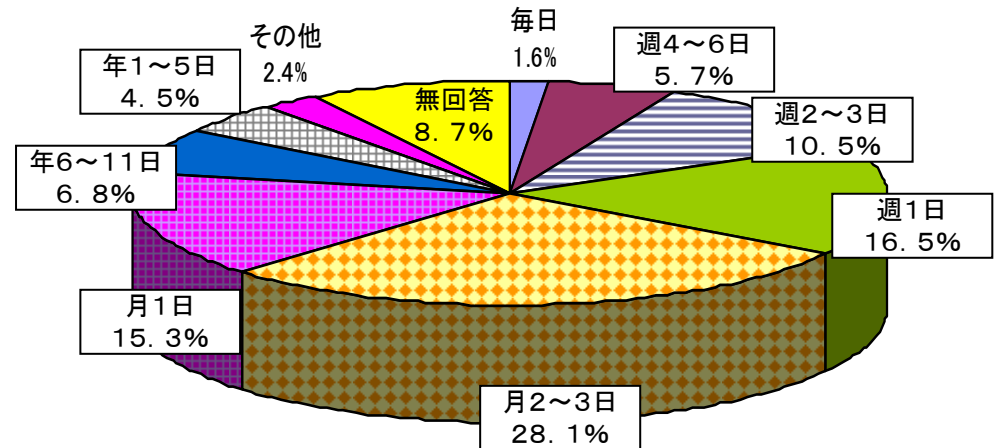
頻度

- 個人の平均月間活動時間は21.7時間で、10～20時間が最も多い。
- グループ活動の活動頻度で最も多いのは月2～3回(全体の3割)。

個人の1ヶ月のおおよその活動時間

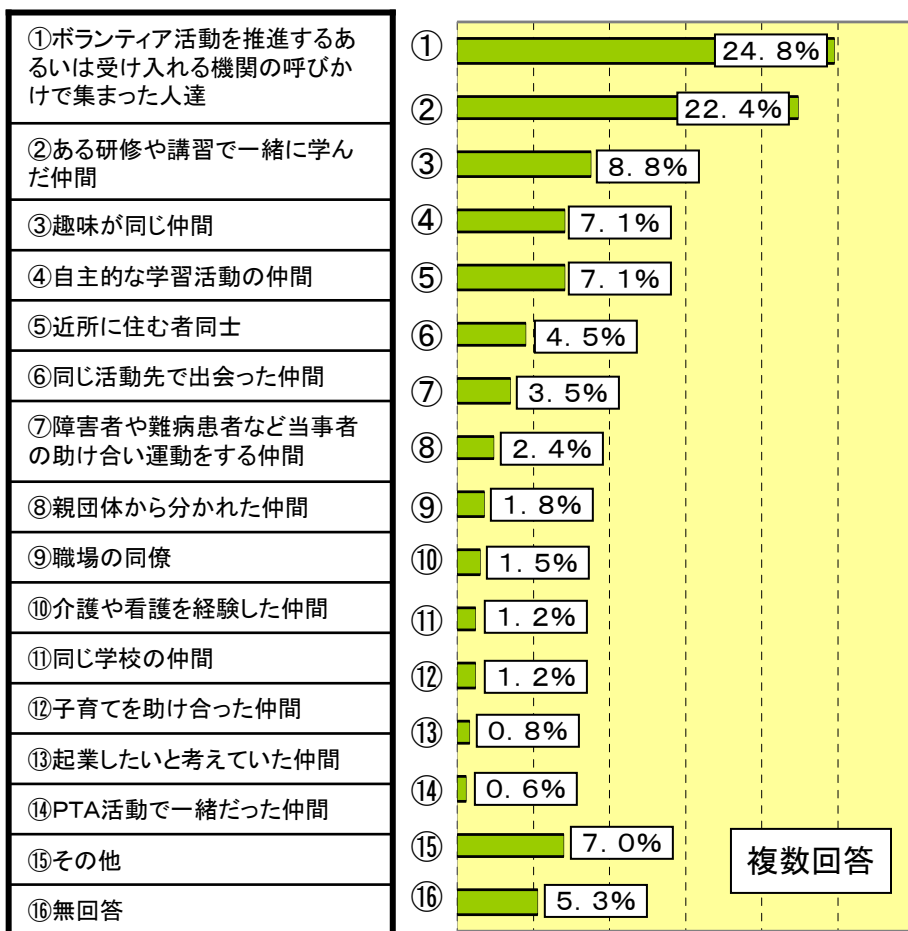


グループ活動の頻度



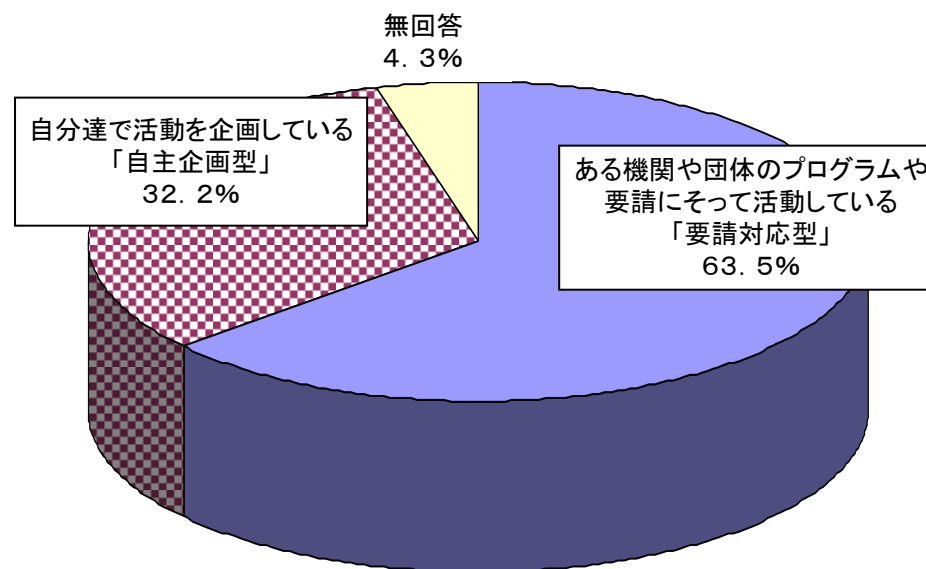
団体の立ち上げメンバー

- 団体を立ち上げたメンバーの共通点は、ボランティア活動に関する機関の呼びかけで集まった人達が24.8%研修や講習で一緒に学んだ仲間が22.4%。



活動プログラム

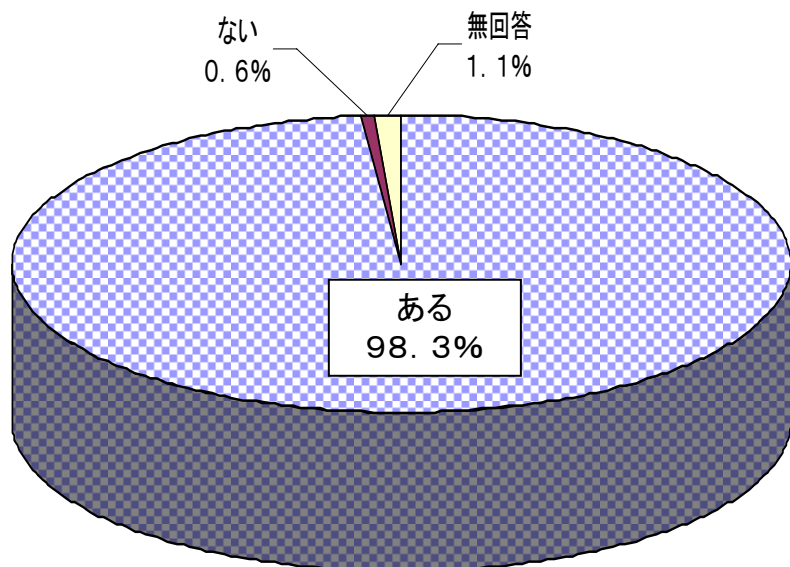
- ある機関や団体のプログラムや要請にそって活動している団体が63.5%、自分達で活動を企画している団体が32.2%。



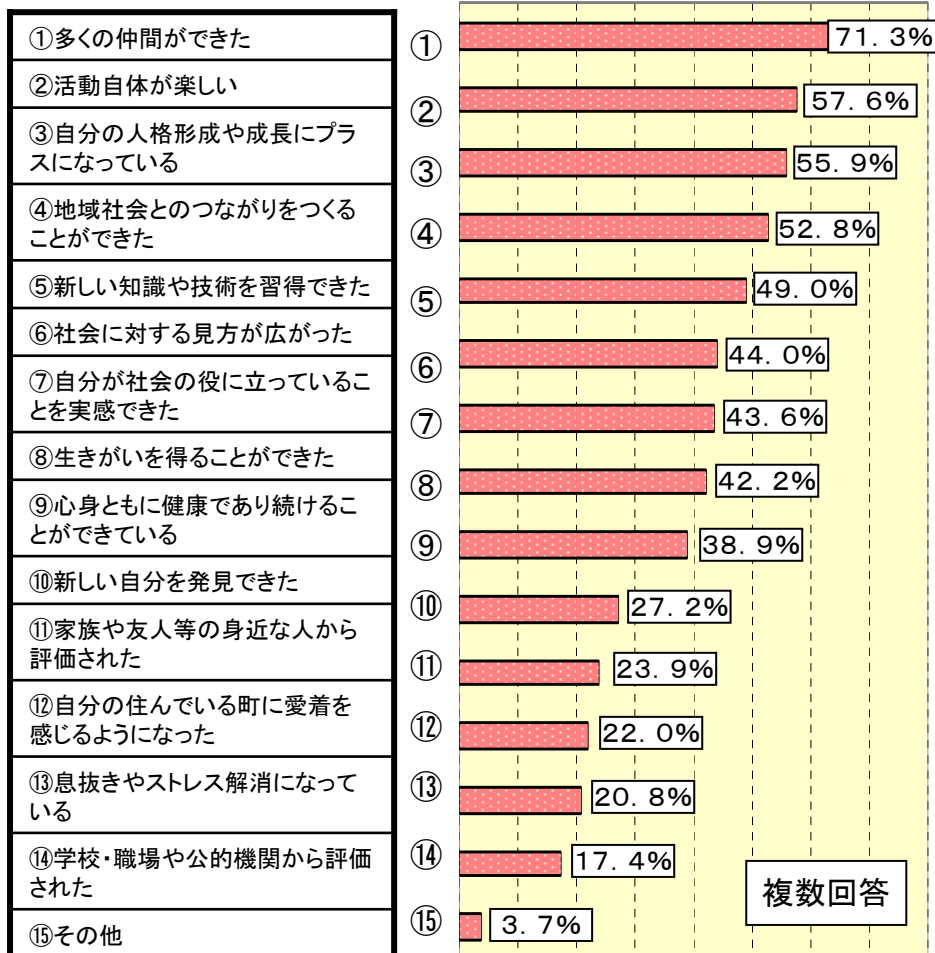
よかったこと

- 活動を通じて得たことやよかったことがあるのは、98.3%。
- そのうち「多くの仲間ができた」が最も多い(71.3%)。

活動を通じて得たこと・よかったこと



全国社会福祉協議会「全国ボランティア活動者実態調査」平成14年8月
* 厚生労働省委託



特定非営利活動法人(NPO法人)について

ボランティア団体の多くは、法人格を持たない任意団体として活動しているために、銀行口座の開設や不動産の登記等の法律行為を団体の名前で行うことができないという不都合や社会的な信用の乏しさという問題が生じていた。

いわゆるNPO法は、これらの団体が法人格を取得する道を開き、その活動の健全な発展を支援すること等を目的として、議員立法により平成10年3月に制定。

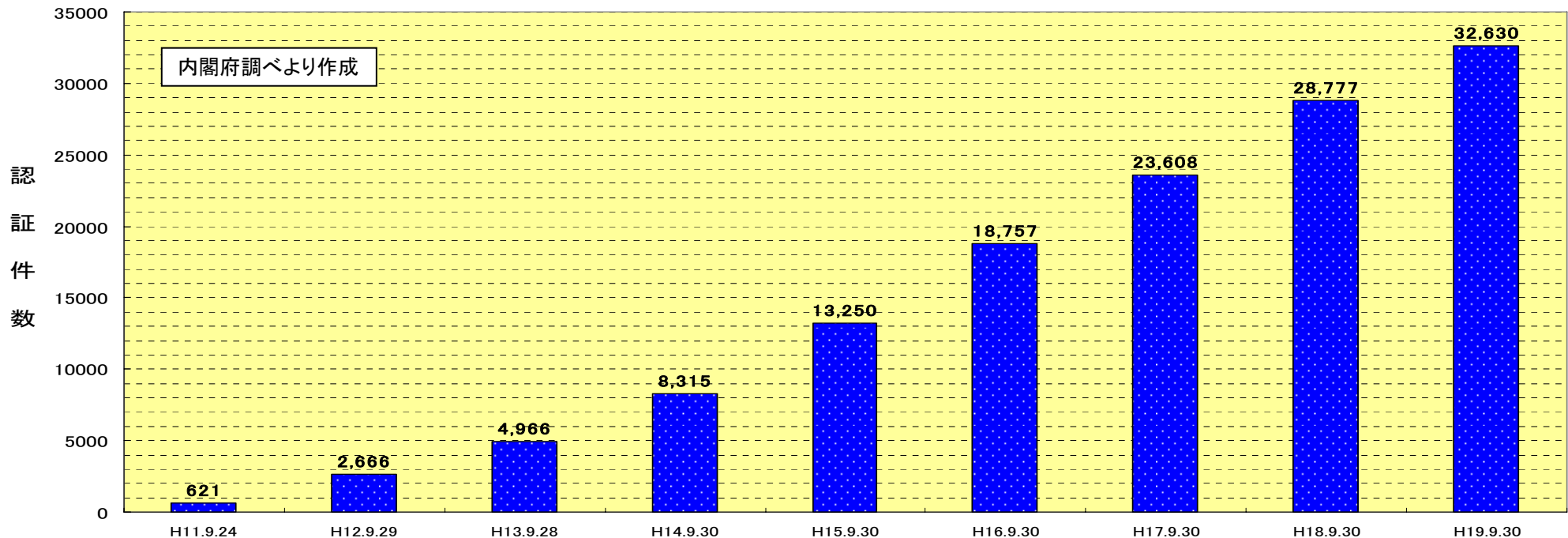
保健、医療又は福祉の増進を図る活動などの特定非営利活動を行うことを主たる目的とする団体であれば、民法法人や社会福祉法人等の公益団体よりも緩やかな基準に基づき法人格を取得できることとなった。

なお、この法律は、平成10年12月1日から施行され、平成15年5月1日に改正(12分野→17分野等)された。

平成19年9月30日現在、全国で約32,630団体が所轄庁(都道府県知事及び内閣総理大臣)の認証を得ている。

* 内閣府の18年度調査によれば、調査対象の約4割が「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を主な活動としている。

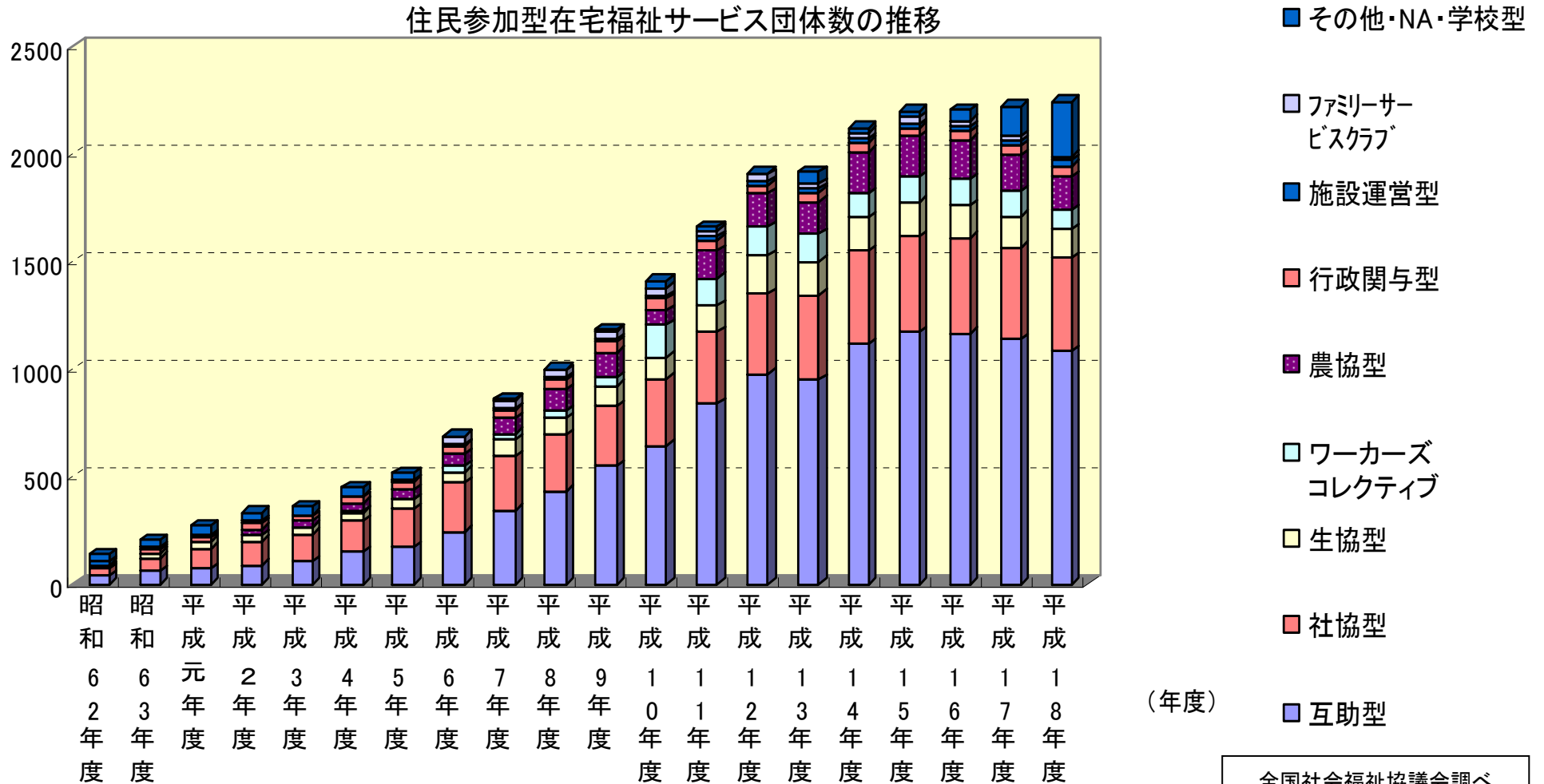
NPO法人認証件数の推移



住民参加型在宅福祉サービス団体

○ 住民参加型でホームヘルプサービス等を提供する福祉サービス団体も増加。平成18年12月末現在2,246団体。4割が介護保険事業に参入。

住民参加型在宅福祉サービス団体数の推移



全国社会福祉協議会調べ

企業の取り組み

- 近年、企業も個人同様、社会を構成する一員であるという考え方にに基づき、企業による社会貢献活動が積極的に実施されている。

* 例えば平成19年度にボランティア功労者厚生労働大臣表彰を受賞したコスモ石油株式会社は、「オリジナリティのある活動を行う」、「社員が参加して活動する」、「経営状況に左右されずに長期継続する」の3つを掲げ、児童福祉・青少年健全育成活動や自然保護活動等の取り組みを、地域の市民活動団体や関係機関、専門家等多様な関係者と協働して展開している。

<企業の取り組みの内訳> 把握事業所数72

- 社会貢献活動では金銭支援が7.5割と最も多く、従業員のボランティア活動への支援では情報提供が4割、ボランティア休暇が3割。

【社会貢献活動】

金銭支援	75%
物品支援	47%
施設・設備の開放	52%
人材支援等	63%
イベント開催	40%
その他	21%

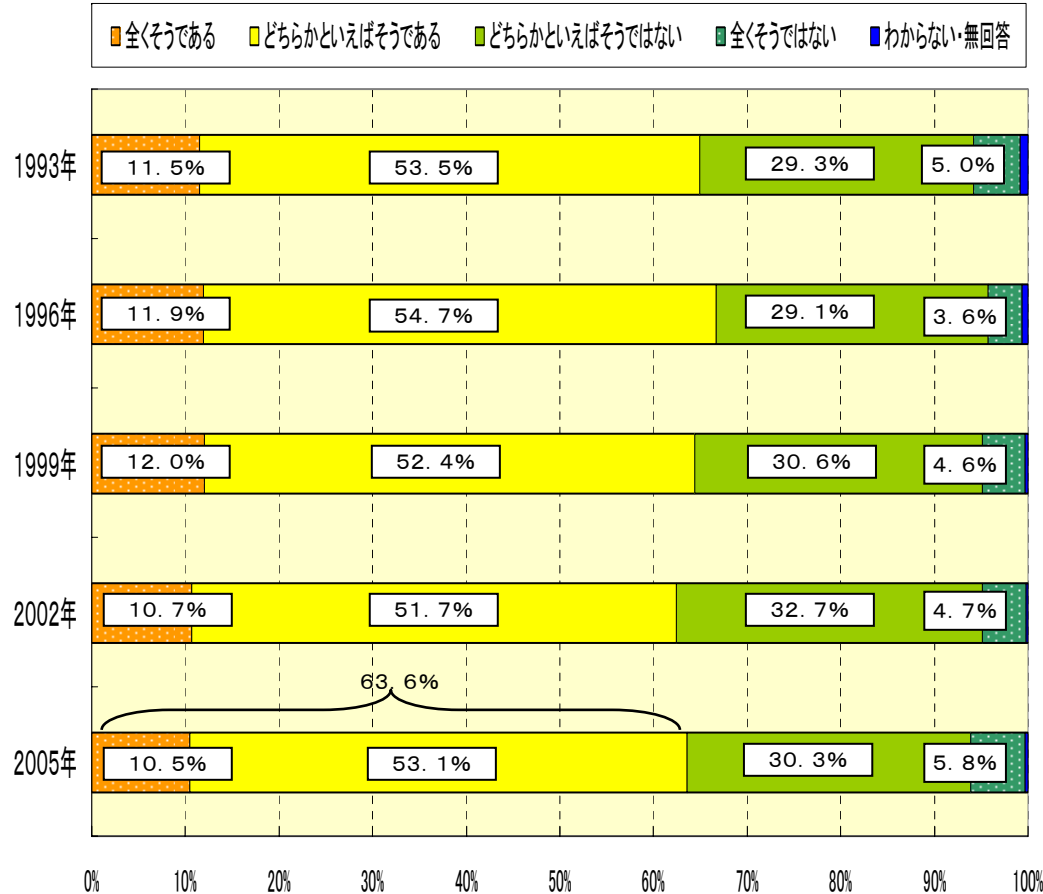
【従業員のボランティア活動への支援】

ボランティア休暇	32%
ボランティア休職	21%
社内表彰	15%
金銭支援	19%
物資提供	11%
施設・設備の開放	11%
研修	21%
情報提供	38%
体験機会提供	21%
その他	15%

ボランティア活動への参加意識

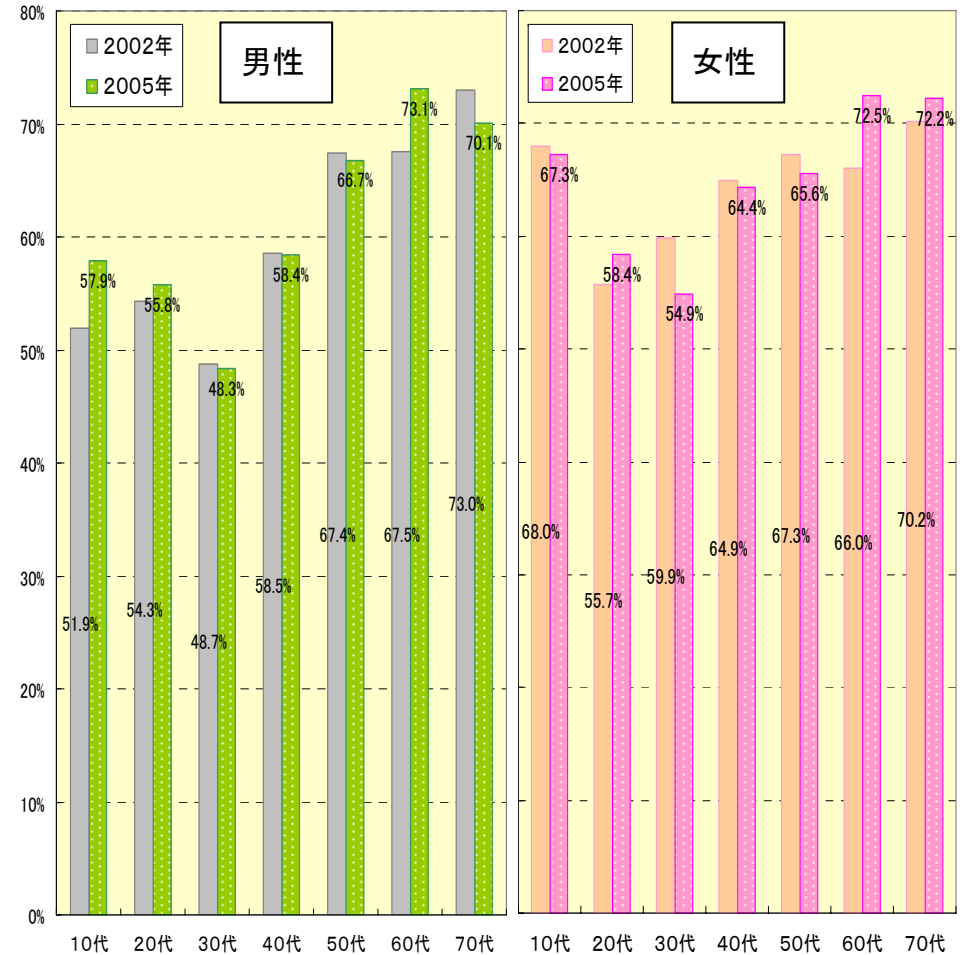
- ボランティア活動に積極的に参加したい人の割合は横ばい。
- ボランティア活動に積極的に参加することについて「全くそう思う」は1割。「どちらかといえばそう思う」を含め6割。
- 年齢が上がるとともに参加意欲も高まる。

ボランティア活動には積極的に参加したいという意見について、
どう思うか



平成17年度内閣府「国民生活選好度調査」より

ボランティア活動には積極的に参加したいという意見について、
「全くそうである」「どちらかといえばそうである」と回答した人の割合



ボランティア活動の推進についての関連通知

◎昭和48年度から

「奉仕銀行の運営について」
(昭和48年6月19日社庶第99号厚生省社会局長通知)

- ・奉仕銀行助成費として予算措置(昭和49年度まで)

◎ 昭和50年度から

「社会奉仕活動育成事業の実施及び推進について」
・ 社会奉仕活動育成事業運営要綱(昭和50年4月1日社庶第59号社会局長通知)

- ・社会奉仕活動センター運営費として予算措置(昭和63年度まで)
- ・社会奉仕活動指導センター運営費として予算措置(平成5年度まで)

◎ 昭和60年度から

「福祉ボランティアのまちづくり事業の実施及び推進について」
・ 福祉ボランティアのまちづくり事業実施要綱(昭和60年6月10日社庶第68号社会局長通知)

- ・ 福祉ボランティアの町づくり事業(ボランティア事業)に対して予算措置(平成5年度まで)

《通知の廃止》

今後のボランティア活動の急速な進展に対応するため、ボランティアセンターの事業内容等を全面的に見直し、ボランティア活動の普及、促進のための基盤整備を図ることにより、誰でも、いつでも、気軽に活動を始めることができ、支援を受けられる体制づくりを推進することとした。

◎ 平成6年度から

「福祉活動への参加の推進について」
・ 都道府県・指定都市ボランティアセンター活動事業実施要綱
・ 市区町村ボランティアセンター活動事業実施要綱(平成6年7月11日社援地第86号社会・援護局長通知)

- ・都道府県・指定都市ボランティアセンター活動事業に対して予算措置
- ・市区町村ボランティアセンター活動事業に対して予算措置

《通知の内容》

平成5年4月の基本指針及び同年7月の意見具申を踏まえ、都道府県・指定都市及び市区町村において住民の福祉活動の参加の促進を図るに当たり留意すべき基本的事項をまとめるとともに、ボランティアセンターの活動事業について定めたもの。

◎ 平成13年度から実施

「地域福祉推進事業の実施について」
・ ボランティア振興事業実施要領
・ ボランティア養成等事業実施要領(平成13年8月10日社援発第1391号社会・援護局長通知)

- ・ボランティア振興事業に対して予算措置
- ・ボランティア養成等事業に対して予算措置

《通知の内容》

平成12年6月の社会福祉事業法の一部改正により、地域福祉を推進することが法律上明確に位置付けられ、住民一人ひとりが住み慣れた地域において、心豊かに、安心して、自立した生活を営むことができるようにすることを目的として、都道府県・指定都市及び市区町村のボランティアの振興等について定めたもの。

◎平成17年度から実施

「セーフティネット支援対策等事業の実施について」
・ ボランティア振興事業実施要領(平成17年3月31日社援発第0331021号社会・援護局長通知)

- ・ ボランティア振興事業に対して予算措置(平成18年度まで)
- ・ 地域福祉等推進特別支援事業に対して予算措置(平成19年度から)

《通知の内容》

地方自治体が地域の実情に応じ、地域社会の支えを必要とする要援護者全般に、一貫した施策を推進し、地域社会のセーフティネット機能の強化を図ることができるよう、既存の事業を統合・再編。これにより平成13年8月10日社会・援護局長通知「地域福祉推進事業の実施について」廃止。

平成19年年度から、既存の施策のみでは充足できない問題等、地域社会の今日的課題の解決を目指す先駆的活動への支援として、ボランティア振興事業を廃止し、地域福祉等推進特別支援事業を創設。

ボランティアに係る国の補助

(実施主体：全国社会福祉協議会)

事業名	事業内容	19年度予算額
全国ボランティア活動振興センター運営事業 <small>(民間社会福祉事業助成費補助金)</small>	全国レベルでの福祉意識高揚を図り、ボランティア活動に対する国民の理解を深めるとともに、都道府県（指定都市）・市区町村ボランティアセンターの機能を充実・強化することを通じ、ボランティア活動への参加の促進及び活動の全国的な振興を図る。	38,213千円

(実施主体：都道府県・指定都市・中核市、社協、特定非営利活動法人等)

事業名	事業内容	19年度協議額	19年度予算額
地域福祉等推進特別支援事業 <small>(セーフティネット支援対策等事業費補助金)</small>	「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組（ボランティア分野を含む）に対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図る。（平成19年度創設）	701,447千円	180億円の内数 (メニュー事業)

ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰

この表彰及び感謝状の贈呈は、福祉分野等のボランティア活動を、永年率先して行っている者、又は永年にわたりボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著であると認められるものに対して行い、もってボランティアの振興を図るものである。

この表彰は平成元年度より行っており、平成6年度に全国的又は広域的な規模で活動を行うボランティアグループ、企業等を表彰の対象に加えたほか、平成8年度には、厚生大臣感謝状の創設をはじめとする抜本的な見直しを行った。

その他ボランティアに関する取り組み

○ 全国ボランティアフェスティバル

平成4年度より、全国社会福祉協議会がボランティアフェスティバルを実施しているが、本事業は、全国の活動実践者が一堂に会し、交流・情報交換がされることで、ボランティア・市民活動に携わる機関・団体・人材の相互の連携が図られるばかりでなく現在、ボランティア・市民活動に参加していない人々に対しても、参加・活動のきっかけづくりを図り、ボランティアの普及・促進につなげていくなど、ボランティア活動への参加促進を図り、ひいては、住民同士の支え合いによる地域福祉を推進する上でも有効であることから、厚生労働省においても、事業に対する後援などの支援を行っている。

○ 広がれボランティアの輪連絡会議

中社審地域福祉専門分科会意見具申「ボランティア活動の中長期的な振興方針について」を踏まえ、阿部志郎氏(同分科会会長)の呼びかけにより、ボランティア活動に関係する全国的民間団体(11団体)が中心となって、設立準備を進め、平成6年6月16日「広がれボランティアの輪」連絡会議(41団体)が設立された。

(事業概要)

- ・ボランティア・市民活動のあり方や社会的支援に関する「提言」の検討・公表
- ・ボランティア・市民活動に関する「シンポジウム」の開催
- ・「テーマ別懇談会」「公開懇談会」の開催(構成団体や関係団体の実践報告・情報交換)
- ・「関係省庁懇談会」の開催
- ・「全国ボランティアフェスティバル」の後援・参加(分科会主催)
- ・「国際ボランティアデー・フォーラム」の開催(「ボランティア国際年」の継承活動)
- ・広報活動(連絡会議ホームページの運営、連絡会議FAXニュースの発行)

○ ボランティア基金

ボランティア活動を安定的かつ継続的に展開をはかるうえで、活動基盤の整備が必要であり、実際のボランティア活動に要する経費等への助成を行うことを目的に、「ボランティア基金」を設置。

○ ボランティア休暇・休職制度

企業が社会貢献あるいは地域活動をする社員に特別に与える休暇制度。公益団体への社員の出向とは異なり、社員の自発性に基づく休暇。企業の社会的使命の自覚の高まりから、この制度を設ける企業が増えてきている。

ボランティア休暇制度は、実際にボランティア活動を行っている社員、ボランティア活動を行ってみたいが、時間がないと考えている社員を支援するための環境整備として有益であるといった観点から導入されている。また、ボランティア休職制度は、社員が長期の休暇を利用してボランティア活動に習熟することができるように作られた制度である。

（「ボランティア白書1992年版（日本青年奉仕協会）」ならびに「ボランティア活動研究分科会報告（経団連）」より）

* 平成15年の普及率は、1000人以上の企業で、17.2%、300～999人で7.2%、100～299人で2.0%、30～99人で1.6%。

○ ボランティア活動保険

昭和51年に三重県で子供会のハイキングにおいて川遊び中、児童が溺死し、両親が提訴した事件（後の「子ども会裁判」となった事故で、昭和58年にハイキング指導者、子ども会会長及び書記の過失を認め、約527万円の損害賠償を命じた【津地裁S58. 4. 21】）が、ひとつの背景となり、昭和52年「ボランティア保険」を設立されることとなった。

現在では、金融庁の認可を受けた保険で、複数の大手保険会社にて取り扱いが行われており、概ね補償水準が同じであり、いずれも、できるだけ安価な掛金で補償内容を充実させるよう改定を重ねてきている。（現在、全国150万人が加入）

「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」(概要)

(平成5年4月14日 厚生省告示第117号)

(基本指針)

1 目的

「ボランティア活動等の福祉活動への国民の関心の高まり」



「福祉活動への国民の参加を以下の観点から評価し、活動意欲に添って基盤を整備」

- ・ボランティア登録者数の増加
- ・非営利民間団体の自発的福祉活動の進展
- ・企業及び労働組合の社会貢献活動の活発化

- ・活動の担い手…自己実現、地域社会への参加
- ・活動の受け手…多様な福祉需要の充足
- ・社会連帯、相互扶助の理念に支えられた厚みのある福祉サービス提供体制の形成
- ・社会福祉事業についての啓発、住民の介護力の向上

2 促進に当たっての基本的考え方

- ① 自主性、自発性を最大限尊重
- ② 基礎的な需要についてはゴールドプラン等の推進により公的サービスが対応することとし、これらでは対応し難い福祉需要について、柔軟かつ多様な取組を期待
- ③ 自由かつ継続的に安定して活動が行われるような基盤を整備し、地域福祉を総合的に推進
- ④ 善意・奉仕にとどまらず、皆が支えあい交流する福祉コミュニティづくりを推進

3 具体的措置

- ① 福祉活動に対する理解の増進
 - ・児童・生徒をはじめとして、生涯を通じた福祉教育の推進
 - ・全国大会、広報、モデル事業等多様な方法による啓発普及
 - ・各種表彰制度の整備、採用や入学選抜等におけるボランティア活動実績の考慮等社会的評価のシステムづくりを検討
- ② 福祉活動の条件整備
 - ・養成研修の充実強化及びボランティア保険の普及
 - ・国、県、市町村各段階でのボランティアセンターの整備と機能の充実
 - ・モデル事業の推進によるネットワークづくりの推進
 - ・社会福祉施設の受け入れ体制の整備
- ③ 住民参加型福祉サービスの推進
 - ・会員制、互酬制、有償制に特色があり、福祉活動の多様な選択肢として国民の理解の増進が必要
 - ・活動が円滑かつ継続的に行われるよう各団体の連携強化、担い手の確保等を支援
- ④ 企業及び労働組合の社会貢献活動の推進
 - ・官民共同の調査研究、職員に対する教育研修、各種情報提供等による支援
 - ・ボランティア休暇制度、税制上の措置等の条件整備
- ⑤ 地方公共団体に支援活動の推進
 - ・地域福祉基金等の積極的活用
 - ・市町村における支援体制の強化

「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」(概要)
 (一中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会意見具申一平成5年7月29日)

ボランティアへの関心の高まり

- 国民の意識の変化と多様化 → 心の豊かさ、自己実現、社会参加
- 企業、労働組合等の民間非営利組織 → 福祉活動、社会貢献への関心の高まり

ボランティア活動の意義や動機の変化

慈善、奉仕の心 → ・自分たちの地域で何か役に立ちたい
 ・自分たちの地域を福祉コミュニティとして守り育てたい (共生・互酬制)

21世紀の目指すべき社会は参加型福祉社会
 -参加の場は地域社会、福祉コミュニティの形成-

ボランティア活動振興に向けての基本的考え方

- ① いつでも
 - ② どこでも
 - ③ 誰でも
 - ④ 気軽に
 - ⑤ 楽しく
- 参加できるようにするための本格的な枠組みづくり
 ↓
 現に活動したい人 (国民4人に1人) が活動できる基盤づくり

現在は、国民30人に1人が活動 → 2000年には4人に1人を目標
 (長期的には、国民の過半数の参加が目標)

7つの重点課題

【具体例】

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉教育、啓発、社会的評価の確立 ② 活動参加プログラムの開発普及 ③ ネットワーク体制の整備とこれを支える推進者の育成 ④ 企業・労働組合の社会貢献活動 ⑤ 住民参加型サービスの振興 ⑥ 社会福祉協議会等の役割 ⑦ 活動基盤の整備と支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼少期からの福祉教育 ・ ボランティア活動推進会議 ・ 時間、活動方法別のプログラム ・ 高齢者、障害者用のプログラム ・ ボランティアセンター ・ アドバイザー (30万人規模を目標) ・ コーディネーター (3万人規模を目標) ・ 多様な活動メニュー ・ ボランティア休暇・休職制度 ・ 地域福祉基金の活用による支援 ・ 運営ノウハウの研修 ・ ボランティア活動推進の拠点 ・ 体制整備と職員の意識啓発 ・ 地域福祉基金、共同募金 ・ ボランティア基金 |
|---|--|

〈意見具申のポイント〉

1 ボランティア振興の今日的意義について

- ① 心の豊かさを求める人が増え、何らかの形で社会の役に立ちたいと考える人が過半数を占めるようになったことなどに見られるように、国民の期待は、各ライフステージの中で自己実現や社会参加が可能な社会、生活の質や生活の喜びを積極的に追求する社会へと変化しており、これに対応した福祉社会づくりが必要。
- ② ボランティアは自発性に基づく行為であり、活動の動機もさまざまであるが、今日では、善意や奉仕の心にとどまらず、より広がりをもった地域社会への参加や自己実現、さまざまなことをお互いに学び経験し、助け合いたいという共感、相互理解、互酬性に基づく動機に変化。
- ③ 「自分たちの地域何か役に立ちたい」「自分たちの地域を福祉コミュニティとして守り育てていこう」という活動には、多くの人が共感し、参加できる。
- ④ ボランティア活動への参加のスタイルや濃淡はさまざまであり、助け合いの精神に基づいて受け手と担い手との対等な関係を保ちながら、謝意や経費を認め合うことは、ボランティアの本来の性格からはずれるものではなく、このことは、活動意欲のある人なら誰でも、広く参加する機会を得るためにも必要。
- ⑤ ボランティアの役割は、公的施策の代替えや不備を埋めるものではなく、自律的な市民の目で多様なニーズにきめ細かく弾力的に対応し、生活のアメニティを高めること。また、独自性や個別性をもった対応を地域社会で実現し、積極的、開拓的に福祉のレベルアップを図ること。これによって、共に支え合って造り上げる福祉社会における公私の新しいパートナーシップを創造。
- ⑥ 広く市民の参加とあわせて、企業や労働組合、生協、農協等の民間団体が積極的に地域に参加することによって福祉コミュニティが形成され、これによって21世紀には、分権的、多元的な成熟した参加型福祉社会を実現。

2 振興に当たっての考え方

- ①いつでも、②どこでも、③誰でも、④気軽に、⑤楽しく、参加できるようにするための条件づくりを行うことで、
 - 今世紀中に、国民4人に1人(現に活動意欲のある人)が、
 - 長期的には、国民の過半数が、参加することが目標

3 振興の重点課題について

- ① 福祉教育
 - ・幼少期からの福祉教育(体験学習等)が必要。
- ② ボランティア活動推進会議の設置等
 - ・経済界、労働界も含めた全国的な運動を推進
 - 全国的な啓発活動を推進(ボランティア月間、ボランティアフェスティバルの開催)
- ③ ネットワークとこれを支える推進者の育成
 - ・ボランティアグループには、アドバイザーを、また、ボランティアセンター、企業、施設等には、コーディネーターを、それぞれ養成
- ④ 企業・労働組合の社会貢献活動
 - ・この企業の特性やニーズにマッチした多様なメニューの開発・提供の必要
- ⑤ 住民参加型サービスの振興
 - ・地域福祉基金の活用による支援
- ⑥ 社会福祉協議会の役割
 - ・ボランティア活動への広がり(企業や労働組合等の参加)に対応した体制整備と職員の意識啓発

沿 革

年 号	ボランティアの動向	国の施策等
昭和 7(1932)年	東京市大塚市民館長・内方孫一の論文「隣保館におけるウォラン チアの役割」発表	
昭和12(1937)年	愛隣館セツルメント総主事・谷川貞夫「社会事業に於けるウォラン ティアに就いて」発表	
昭和22(1947)年	「BBS運動」始まる。「共同募金」発足 *BBS運動はBig Brothers and Sisters Movementの略で、兄弟のような立場 に立ち非行少年の友達となり、その立ち直りを助ける活動を行う青年のボラ ンティア運動。	
昭和23(1948)年	「日赤奉仕団」設立	
昭和26(1951)年	「社会福祉協議会」発足(全国と都道府県)	(社会福祉事業法の制定)
昭和28(1953)年	全国60の大学にセツルメント発足	
昭和34(1959)年	全国社会福祉協議会が「ボランティア活動研究会」開催(ボラン ティア育成と活動推進について)	
昭和37(1962)年	徳島県社会福祉協議会が「善意銀行」設置	
昭和38(1963)年	全国社会福祉協議会と中央共同募金会が「善意銀行」設置通知	
昭和40(1965)年	「ボランティア協会大阪ビューロー」設立(市民が自ら運営する民 間ボランティア推進団体)	
昭和43(1968)年	「全国V.Y.S(Voluntary Youth Social Worker)連絡協議会」結成	
昭和46(1971)年		<p>「コミュニティ形成と社会福祉」(中央社会福祉審議会答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 社会福祉協議会は、各種のボランティアの養成、地 域住民との協力も不可欠条件 * コミュニティ資源には、公的領域と私的領域の並存 が図られるべき。私的領域は地域福祉展開の流 動性と弾力性を高める役割をもつもので、ボランタ リーなエネルギーが活用される。

年号	ボランティアの動向	国の施策等
昭和48(1972)年		奉仕銀行助成費創設
昭和50(1975)年 昭和52(1977)年	「中央ボランティアセンター」を全国社会福祉協議会に設置 「ボランティア保険」開始 中央ボランティアセンターを拡充し、「全国ボランティア活動振興センター」を全国社会福祉協議会に設置	
昭和53(1978)年 昭和56(1981)年 昭和56年頃	全国ボランティアセンターにおいて「十代のボランティア」運動の提唱と展開 「国際障害者年(IYDP)」に当たり、全国ボランティアセンターにおいて障害者福祉のための活動を推進 武蔵野福祉公社、神戸ライフケア協会他 設立	
昭和58(1983)年		(市町村社会福祉協議会法制化)
昭和60(1985)年		「福祉ボランティアのまちづくり事業」(ボラントピア事業)開始
昭和61(1986)年 昭和62(1987)年 昭和63(1988)年	国際青年の年(IYY)に当たり、全国ボランティアセンターにおいて青少年のボランティア活動を推進 全国社会福祉協議会が民間有料在宅サービス研究報告「住民参加型在宅福祉サービスの展望と課題」発表 「Heartful Wave 88 全国ボランティアのつどい」開催	
平成元(1989)年	第1回全国ボランティア大会開催	ボランティア功労者に対する厚生大臣表彰開始 「今後の社会福祉のあり方について」(福祉関係三審議会合同企画分科会意見具申) * 社会福祉への地域住民の参加促進の必要指摘。共同募金など民間資金の有効活用を提言。

年号	ボランティアの動向	国の施策等
平成2(1990)年	世界ボランティア宣言	(社会福祉関係八法改正)
平成3(1991)年	「全国ボランティア活動推進委員会(42団体)」を発足	
平成4(1992)年	第1回全国ボランティアフェスティバルの開催 (毎年全国各地で開催)	社会福祉事業法の一部改正 * 「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の策定とともに、国及び地方公共団体がそのために必要な措置を講ずることを規定。 * 社会福祉協議会の事業に「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」を追加。
平成5(1993)年	全国社会福祉協議会が「ボランティア活動推進7ヵ年プラン構想について」策定(5月)	「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」厚生省告示(4月) 「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」(中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会意見具申)(7月)
平成6(1994)年	広がれボランティアの輪連絡会議設立 * 43のボランティア推進団体が加入(事務局:全国社会福祉協議会) * ボランティア体験月間(8月)を提唱。以後毎年実施。	
平成7(1995)年	阪神・淡路大震災(ボランティアの社会的認知が高まる)	
平成10(1998)年		特定非営利活動促進法(NPO法)成立
平成12(2000)年		介護保険法施行 (NPO法人が事業者として参入)
平成13(2001)年	国際ボランティア年 全国社会福祉協議会が「第2次ボランティア・市民活動推進5ヵ年プラン」及び「社協ボランティア・市民活動センター強化・発展の指針」策定	
平成19(2007)年～	団塊の世代の大量退職	

社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)―抜粋―

(基本指針)

第八十九条 厚生労働大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保するため、社会福祉事業に従事する者(以下この章において「社会福祉事業従事者」という。)の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

二 社会福祉事業を経営する者が行う、社会福祉事業従事者に係る処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るものを除く。)及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

三 前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

四 国民の社会福祉事業に対する理解を深め、国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置の内容に関する事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するとともに、社会保障審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。